

○京都府自治会館の設置及び管理に関する条例

(平成 8 年 2 月 20 日 条例第 5 号)

改正 平成18年 8 月 31 日 条例第 3 号 平成19年 3 月 27 日 条例第 1 号
平成22年 3 月 1 日 条例第 2 号 平成22年 7 月 29 日 条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、京都府自治会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治の発展振興に資するため、京都府自治会館（以下「会館」という。）を京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の 1 に設置する。

(使用に供する施設及び設備等)

第 3 条 会館の使用に供する施設及び設備等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会議室、附帯設備及び備品
- (2) 貸室、附帯設備
- (3) 共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 2 条第 4 項に定める共用部分をいう。ただし、京都府と合意した部分に限る。）

(平22条例 4 ・ 一部改正)

(使用の許可)

第 4 条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を得なければならない。

(許可の基準)

第 5 条 管理者は、会議室の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はその付属物をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続使用又は反ぶく使用等により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) その他管理に支障があると認められるとき。

2 会議室並びに貸室を使用できる者は、府、市町村を単位とする公共的性格をもつ法人、団体等とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用者は、第4条の規定による許可を得た使用の目的以外に会館を使用し、若しくは転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による許可を取消し、又は会館の使用を禁止させることができる。

(1) 第5条第1項各号に該当する理由が生じたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 法令に違反する行為があったとき。

(4) 災害その他の事故により会館の使用ができなくなったとき。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したとき（前条の規定により、使用の制限若しくは停止又は許可の取消しがあったときを含む。）は、直ちに施設、附帯設備等を原状に回復してこれを返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その使用中に会館の施設又は附帯設備がき損し、又は滅失した場合は、管理者の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、附帯設備及び備品の使用料については、規則で定める。

2 使用料は前納とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは後納とし、また、月額で定められているものは毎月定期に当該月分を納付することができる。

3 前項の場合において、使用期間に1月未満の端数を生ずるときは、その端数は1月として計算する。

(減免)

第10条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 他の公共団体において公用又は公共用に供する使用であつて、特に必要があると認めるとき。
- (2) 前号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。

(平22条例4・追加)

(使用料の返還)

第11条 納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 会議室使用期日の7日前（その日が会館の休館日の場合は、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）までに使用の取消しを申し出たとき。

(共通経費の負担)

第12条 貸室の利用者は、共通経費を負担しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、会館の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月31日条例第3号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月1日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年 7 月29日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の京都府自治会館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

別表（第10条関係）（平19条例1・全改、平22条例2・平22条例4・一部改正）

1 会議室

区 分		使用料	
		半日	1 日
2 階	役員会議室	A 2,800円 B 4,500円	A 5,000円 B 8,000円
4 階	自治会館ホール	A 8,400円 B 13,500円	A 15,000円 B 24,000円
	ホールA B 又は B C	A 5,600円 B 9,000円	A 10,000円 B 16,000円
	ホールA、B、C	A 2,800円 B 4,500円	A 5,000円 B 8,000円
備 考		半日 午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までとする。 1 日 午前9時から午後5時までとする。 A 第4条の規定により許可を受けて貸室に入居している団体並びに京都府自治会館管理組合規約（平成8年京都府指令8地第38号許可）第2条に規定する関係市町村 B その他の団体 超過時間 1時間につき当該使用料の3割相当額（1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げるものとする。）	

2 貸室	1 m ² につき 月額 1,800円
3 共用部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第4項に定める共用部分をいう。ただし、京都府と合意した部分に限る。）	1年につき次に定める算式により計算した額の範囲内で規則で定める額。ただし、京都府において一般競争入札又は指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額で持分割合等で算出した額。 $\{(\text{当該土地の固定資産評価基準に基づき算定した額} \times 4/100 \times 30.5/100) + (\text{当該建物の固定資産評価基準に基づき算定した額} \times 6/100 \times 27.5/100)\} \times 1.05$